# 「愛媛県動物愛護管理推進計画(案)」の概要 (下線部が改正点)

## 〇動物愛護管理法の改正 (R元.6)

法改正に伴い、基本指針も改正法や現状に即して改正

#### 〇改正基本指針の告示 (R2.4)

- 動物愛護管理に関する 施策の推進に関する基本的な方向
- ② 動物愛護管理推進計画 策定に関する基本的な 事項
- ③ 動物愛護管理に関する 施策の推進に関する重 要事項

計画の基本的考え方

## <計画策定の趣旨>

動物愛護管理の推進により、人と動物が共生する豊かな地域社会を確立することをめざし、県が取組む中長期的な計画として策定

#### <性格>

- ・動物愛護管理法第6条に基づく計画
- ・すべての県民の共通の理解形成の指針となるもの

#### <期 間>

令和3年度から令和12年度

(基本指針の改定等に合わせて見直し)

#### <基本方針>

「人と動物が共生する豊かな地域社会」の確立のため、動物愛護管理に関する課題に対し、行政及び関係団体等の他、多様な主体が連携し、協働して取組む必要性を強調

## 課題への具体的取組

## 課題1 所有者等の社会的責任の徹底

- ・ 犬又は猫の繁殖防止措置の徹底
- ・ 犬の適正飼養の徹底(登録・狂犬病予防接種率 の向上に向けた取組、しつけやマナーの周知等)
- ・ 猫の適正飼養の徹底 (屋内飼養の推進等)
- ・ 動物の遺棄・虐待への対応 (獣医師による虐待 に関する通報義務化への対応、警察等との連携)
- ・ 所有者明示 (個体識別) 措置の徹底 (マイクロ チップ普及)
- 特定動物の愛玩飼養禁止の周知徹底

## 課題2 事業者の社会的責任の徹底

- 動物取扱業の適正化(管理基準、販売日齢制限の遵守等を指導)
- ・ 定期的な立入による不適正業者への指導
- ・ 研修会等による動物取扱業者の資質向上
- ・ 販売する犬猫のマイクロチップ装着義務化の 周知
- ・ 動物を取扱う職業に従事する人材を養成する 学校との連携
- ・ 産業動物及び実験動物の適正な取扱いに関す る普及啓発

#### 課題 4 処分頭数減少への取組

- ・ 官民協働での動物愛護思想の普及と適正飼養の 啓発
- ・ 譲渡適性のある犬猫の譲渡促進
- 終生飼養の徹底(所有者や動物取扱業者への指導、動物販売業者による購入者への説明の徹底、教育現場での普及啓発等)
- ・動物の引取り制度の適正な運用(引取り事由の 確認の徹底、終生飼養の原則に反する引取り拒 否、所有者不明の猫の引取りを原則拒否)
- ・動物の譲渡拡大の仕組みづくり (譲渡講習会の 開催数の増加、動物愛護サポーター等の協力に よる移動講習会の増加や譲渡制度の普及)
- ・殺処分頭数減少への数値目標

(R12年度目標: R4年度比約50%減)

#### 課題3 地域における取組

- 動物愛護推進員の活動の活性化
- ・ 地域の飼い主のいない犬猫対策の強化(地域猫活動の認知度向上、繁殖防止措置の支援、無責任な 餌やり防止)
- 教育現場及び地域における動物愛護の普及啓発 活動の推進

#### 課題5 県民と動物の安全の確保

- ・ 動物由来感染症への対応や感染を防止するための普及啓発
- ・ 災害発生時の動物の保護及び逸走防止、市町の 災害時対策の促進(市町の被災ペットの受入対 応の整備や防災体験イベントによる啓発等)
- ・ 市町、獣医師会、動物愛護団体、企業及びボランティア等とのペット救護体制等の構築

人と動物が共生する豊かな地域社会